

# 仕 様 書

## 1 業務名

玖谷埋立地観測井水質等検査業務

## 2 業務場所

玖谷埋立地及びその周辺地域 広島市安佐北区安佐町大字筒瀬外

## 3 実施要領

### (1) 検体及び測定項目

別表－１，２のとおり。

### (2) 測定方法

別表－２のとおり。

### (3) 検体採取年月日

別表－１に基づき、別途協議して定めるものとする。

なお、天候状況等により、実施月日を変更することがある。

### (4) 検体採取

受注者が実施し、採取に当たっては事故防止に万全を期すこと。

### (5) 検体採取場所

別表－２のとおり。

## 4 現場責任者

受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第８条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。

現場責任者に変更があったときも同様とする。

## 5 報告

### (1) 広島市委託契約約款第１２条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、井戸水測定結果については検体採取日から２０日以内、その他の結果については検体採取日から１５日以内に発注者へ提出するものとする。

また、年末年始の休日のためにこれにより難しい場合は、発注者と受注者の間で協議して提出期限を定めるものとする。

なお、測定結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。

#### ① 採取年月日及び場所

#### ② 検査結果

#### ③ 業務写真帳

写真撮影は、検体採取時とする。

### (2) 報告書の大きさは原則としてA４版とする。

### (3) 報告書の提出部数は１部とする。なお、測定結果については、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付し、測定結果一覧表については、電子媒体でも報告するものとする。

## 6 その他

### (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

### (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。

#### ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。

#### ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。

#### ③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。

#### ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

年間測定計画表（玖谷埋立地観測井水質等検査業務）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間数量
水質 [②は観測井の2検体、③は地下水3検体、⑥は地下水6検体、△は遮水シート下部集水1検体]													
水素イオン濃度(pH)		②③			②③			②③			②③		20
生物化学的酸素要求量(BOD)		②③			②③			②③			②③		20
浮遊物質(SS)		②③			②③			②③			②③		20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		②③			②③			②③			②③		20
フェノール類含有量		②③			②③			②③			②③		20
銅含有量		②③			②③			②③			②③		20
亜鉛含有量		②③			②③			②③			②③		20
溶解性鉄含有量		②③			②③			②③			②③		20
溶解性マンガン含有量		②③			②③			②③			②③		20
クロム含有量		②③			②③			②③			②③		20
カドミウム及びその化合物		②③			②③			②③			②③		20
シアン化合物		②③			②③			②③			②③		20
鉛及びその化合物		②③			②③			②③			②③		20
六価クロム化合物		②③			②③			②③			②③		20
砒素及びその化合物		②③			②③			②③			②③		20
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		②③			②③			②③			②③		20
アルキル水銀化合物		②③			②③			②③			②③		20
ポリ塩化ビフェニル		②③			②③			②③			②③		20
トリクロロエチレン		②③			②③			②③			②③		20
テトラクロロエチレン		②③			②③			②③			②③		20
ジクロロメタン		②③			②③			②③			②③		20
四塩化炭素		②③			②③			②③			②③		20
クロロエチレン		②③			②③			②③			②③		20
1, 2-ジクロロエタン		②③			②③			②③			②③		20
1, 1-ジクロロエチレン		②③			②③			②③			②③		20
1, 2-ジクロロエチレン		②③			②③			②③			②③		20
1, 1, 1-トリクロロエタン		②③			②③			②③			②③		20
1, 1, 2-トリクロロエタン		②③			②③			②③			②③		20
1, 3-ジクロロプロペン		②③			②③			②③			②③		20
チウラム		②③			②③			②③			②③		20
シマジン		②③			②③			②③			②③		20
チオベンカルブ		②③			②③			②③			②③		20
ベンゼン		②③			②③			②③			②③		20
セレン及びその化合物		②③			②③			②③			②③		20
ほう素及びその化合物		②③			②③			②③			②③		20
ふっ素及びその化合物		②③			②③			②③			②③		20
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		②③			②③			②③			②③		20
1, 4-ジオキサン		②③			②③			②③			②③		20
窒素含有量		②③			②③			②③			②③		20
燐含有量		②③			②③			②③			②③		20
塩化物イオン	②	②⑥	②	②	②⑥	②	②	②⑥	②	②	②⑥	②	48
電気伝導度	②	②⑥ △	②	②	②⑥ △	②	②	②⑥ △	②	②	②⑥ △	②	52
井戸水 [18検体]													
井戸水(51項目)					⑭								14
井戸水(11項目)					④								4

※注 丸付き数字は、検体数を示している。

## 測定方法と採取場所(玖谷埋立地観測井水質等検査業務)

水 質	測 定 方 法 と 採 取 場 所
観 測 井	<p>測定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10. 6. 16環境庁・厚生省告示第1号)及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9. 3. 13環境庁告示第10号)に定める方法とする。</p> <p>これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図のとおり。</p>
地 下 水	<p>測定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10. 6. 16環境庁・厚生省告示第1号)及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9. 3. 13環境庁告示第10号)に定める方法とする。</p> <p>これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>地下水3検体は別紙採取地点図のA-1、B-1、C-2とし、6検体はこれらにA-2、B-2、C-3を加える。</p>
遮水シート下部集水	<p>測定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10. 6. 16環境庁・厚生省告示第1号)に定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図のとおり。</p>
井 戸 水	<p>測定方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)に定める方法とする。</p> <p>また、測定項目は、51項目については「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に定める項目、11項目については一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度とする。</p> <p>井戸水の採取場所は、安佐北区安佐町大字筒瀬及び安佐南区八木町とし、詳細は別途指示する。</p>